

基安労発 0221 第 1 号
平成 25 年 2 月 21 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

新たな避難指示区域における復旧に向けた取組について（改訂）

福島県内の警戒区域における作業に係る措置については、平成 23 年 5 月 17 日付け基安発 0517 第 3 号により示されているところであるが、今般、新たな避難指示区域における復旧に向けた取組について、平成 24 年 2 月 14 日付け復興庁、原子力災害対策本部文書「新たな避難指示区域における復旧に向けた取組について」（平成 24 年 6 月 15 日付け基発 0615 第 6 号により廃止された平成 24 年 2 月 14 日付け基安発 0214 第 1 号の別添 2）を別添のとおり改訂した旨、復興庁及び原子力災害対策本部より通知があった。

本通知は、除染電離則についても言及があるため、その内容について了知されたい。

別添

事 務 連 絡

平成25年2月20日

関係府省庁 各位

復 興 庁

内閣府原子力災害対策本部

原子力被災者生活支援チーム

新たな避難指示区域における復旧に向けた取組について（改定）

平成24年2月14日付で要請しました標記につきまして、添付の通り本文及び別添1から別添3までを改定し、改めて要請いたしますので、対応方よろしくお願いいたします。なお、別添4は改定しておりませんので、添付を省略します。

併せて、福島県庁の関連部署、所管するインフラ施設管理者への通知をお願いいたします。

(連絡先)

復 興 庁 インフラ構築班 小室 (5545-7428)

内閣府原子力災害対策本部

原子力被災者生活支援チーム 住民安全班 西田、小林 (3501-1537)

平成24年2月14日
(平成25年2月20日改訂)

関係府省庁 各位

復興
内閣府原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

新たな避難指示区域における復旧等に向けた取組について(要請)

1. 福島第一原子力発電所事故の収束に向けた工程表のステップ2が完了したことから、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定。以下、単に「原子力災害対策本部決定」という。)が発出された。これにおいて警戒区域及び避難指示区域は、平成24年3月末を一つの目途として、新たに3つの避難指示区域(①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰還困難区域)に見直すこととされている。
2. 新たな避難指示区域は原則線量に応じて見直しをするが、比較的線量の低い地域は早期に帰還に向けた準備を進める地域として設定される。このため、生活・産業の基盤となる施設については、区域見直しが完了する前であっても、住民が安全・安心に帰還できる環境を早期に整備するため、災害復旧事業を迅速に進めることが必要となる。また、線量の高い地域においても、防災・防犯上不可欠な施設や広域の地域経済社会の復興のために地元自治体等から早期復旧を強く要望される施設については、先行して現況把握等に取り組む必要がある。
3. このため、生活・産業基盤施設の復旧に向け、避難指示解除準備区域の設定が想定される地域への立入りに関する手続きの簡素化を図るとともに(「新たな避難指示区域の区域見直し完了までの復旧作業の進め方」(別添1)参照)、作業に必要な放射線量の情報として「警戒区域等における放射線量の確認方法について」(別添3)を用意したので、関係府省庁においては、新たな避難指示区域への見直しを待つことなく、速やかに所管する施設の復旧について積極的に対応されたい。
4. 特に、①避難指示解除準備区域に設定されることが想定される地域は、災害復旧事業に必要な被災状況の把握や災害復旧事業を迅速に進めるとともに、②居住制限区域に設定されることが想定される地域においても、必要に応じて被災状況の把握

握に加え、広域の地域経済社会の復興のために地元自治体等から早期復旧を強く要望されている施設の復旧について鋭意取り組まれない。

5. 帰還困難区域については、当該区域は放射性物質による汚染レベルが極めて高いことから、基本的には作業は困難であるが、原子力災害対策本部決定において避難指示解除の要件として挙げられている措置(注)を避難指示解除準備区域で進める上で不可欠な広域的に利用されている施設の復旧等、避難指示が解除された区域又は避難指示解除準備区域の復興のために、必要不可欠となる事業に取り組まれない。

ただし、帰還困難区域における復旧に当たっては、事業実施上の安全性に十分に留意されたい。

(注)原子力災害対策本部決定において避難指示解除の要件として挙げられている措置とは、1)日常生活に必須なインフラの復旧、2)生活関連サービスの復旧、3)子どもの生活環境を中心とする除染等を指す。

6. また、施設の復旧に加えて、施設の新設又は改築等の整備についても、上記4.及び5. に準じて避難指示が解除された区域又は避難指示解除準備区域の復興のために必要がある場合には、地元自治体等及び関係機関と十分に調整した上で、施設の復旧に準じて鋭意取り組まれない。

新たな避難指示区域への見直し完了までの復旧作業の進め方

ステップ2の完了及び平成23年12月26日の原子力災害対策本部決定を踏まえ、警戒区域における公益目的の一時立入りに関する事務手続きを一部簡素化したため、今後は下記に基づき、生活・産業基盤施設の復旧に取り組まれない。なお、新たな避難指示区域の設定にかかる区域運用については、(別添2)も参照されたい。

また、これらの区域で行われる復旧作業に当たっての放射線障害防止措置等については、平成24年7月1日に改正された「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)で定める「特定汚染土壌等取扱業務」又は「特定線量下業務」の関連規定が適用されることに留意されたい(添付の参考資料を参照のこと)。

1. 避難指示解除準備区域候補地(避難指示解除準備区域に設定されることが想定される地域)

- (1) 対象施設が所在する地域の放射線量を計測し、平均空間線量率が $3.8 \mu\text{Sv/h}$ (年間積算線量 20mSv 相当) 以下であることが確実なことを確認する。
- (2) 当該地域での作業は、災害復旧事業に必要な調査その他の生活・産業の基盤の復旧のための調査を基本とし、災害復旧事業に着手する。
- (3) 当該地域での作業にあたっては、公益目的の一時立入り(別添4)によることとなるが、この場合の個人線量計による線量管理、防護装備の着用、警戒区域の出入りの際のスクリーニングは、必ずしも求めない。

2. 居住制限区域等候補地(居住制限区域又は帰還困難区域に設定されることが想定される地域)

- (1) 当該地域での作業は、必要に応じて最小限の被災箇所及び被災の程度(復旧に係る年数・費用等)の把握を原則とする。
- (2) ただし、電気・水道・通信など防災上不可欠な施設や基幹道路、廃棄物処理施設、下水処理場など、当該地域を含む広域の地域経済社会の復興のために地元自治体から早期復旧が強く要望されているもの(常磐自動車道の整備等)は、十分な防護措置を講じた上で進める。
- (3) 当該地域での作業にあたっては、公益目的の一時立入りを活用し、個人線量計による線量管理、防護装備の着用、警戒区域の出入りの際のスクリーニングを確実に実施する。

インフラ復旧に係る作業に当たっての留意事項

区域見直しの前後にかかわらず、現行の避難指示区域又は新たな避難指示区域において作業を行う者であって、特定汚染土壌等取扱業務^(注1)又は特定線量下業務^(注2)を事業として実施する者は、平成24年7月1日に改正された「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。)を遵守するとともに、除染電離則に定める規定のほか、安全衛生関係法令等を一体としてとりまとめた「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成23年12月22日付け基発1222第6号。平成24年6月15日改正。以下「除染等業務ガイドライン」という。)及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成24年6月15日付け基発0615第6号。以下「特定線量下ガイドライン」という。)に定められた事項を実施する必要があります。

(注1)「特定汚染土壌等取扱業務」とは、除染電離則第2条第7項第3号に規定する放射性セシウムの放射能濃度が1キログラムあたり1万ベクレルを超える汚染土壌等(原発事故により放出された放射性物質により汚染された土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等)を取り扱う業務をいいます。汚染土壌等を取り扱う業務には、生活基盤の復旧等の作業での土工(準備工、掘削・運搬、盛土・締め固め、整地・整形、法面保護)及び基礎工、仮設工、道路工事、上下水道工事、用水・排水工事、ほ場整備工事における土工関連の作業が含まれるとともに、営農・営林等の作業での耕起、除草、土の掘り起こし等の土壌等を対象とした作業に加え、施肥(土中混和)、田植え、育苗、根菜類の収穫等の作業に付随して土壌等を取り扱う作業が含まれます。ただし、これら作業を短時間で終了する臨時の作業として行う場合はこの限りではありません。

(注2)「特定線量下業務」とは、除染電離則第2条第8項に規定する平均空間線量率が毎時2.5マイクロシーベルトを超える場所で行う業務(土壌等の除染等の業務、廃棄物収集等業務及び特定汚染土壌等取扱業務を除きます。)であり、測量、測定、調査等の作業も含まれます。

なお、自動車運転作業及びそれに付帯する荷役作業等については、①荷の搬出又は搬入先(生活基盤の復旧作業に付随するものを除く。)が平均空間線量率毎時2.5マイクロシーベルトを超える場所にあり、毎時2.5マイクロシーベルトを超える場所に1月あたり40時間以上滞在することが見込まれる作業に従事する場合、又は②毎時2.5マイクロシーベルトを超える場所における生活基盤の復旧作業に付随する荷(建設機械、建設材料、土壌、砂利等)の運搬の作業に従事する場合に限り、特定線量下業務に該当します。また、平均空間線量率毎時2.5マイクロシーベルトを超える地域を単に通過する場合については、特定線量下業務には該当しません。

(注3) 特定汚染土壌等取扱業務又は特定線量下業務を実施する場合は、除染電離則に定める被ばく線量測定・記録等の措置が義務付けられます。詳細は、除染等業務ガイドライン又は特定線量下ガイドラインを参照下さい。

避難指示区域内にご自宅・事業所のある皆様へ

平成24年11月
原子力被災者生活支援チーム

このたび、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日、原子力災害対策本部決定)に基づき、一部の地域について警戒区域を解除するとともに、従来の避難指示区域が見直され、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の3つの区域が新たに設定されることになりました。

本紙では、これらの区域における留意事項について整理しましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

なお、本紙は、平成24年5月付で作成した「避難指示区域内にご自宅・事業所のある皆様へ」の改訂版になります。

見直し後の避難指示区域について**【避難指示解除準備区域】**

避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域です。

同区域は、当面の間は引き続き避難指示が継続されることとなりますが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域です。

【居住制限区域】

避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の方の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難を継続することが求められる地域です。

同区域は、将来的には住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域です。年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実と確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行することとされています。

【帰還困難区域】

5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域です。年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域が相当します。

各区域共通の留意点

新たに設定される区域(避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域)についても引き続き避難指示が出されておりますので、関係者以外の方の立入はご遠慮いただくとともに、立入りの際の安全・安心確保のため、特に以下の点にご留意ください。

- ① 道路・信号の復旧状況は地域によって異なります。車を運転される際には十分にお気を付けください。
- ② 区域内で保管されていた飲食物は、区域からの持ち出しを含めて飲食・利用しないようお願いします。
- ③ 原則、区域内での宿泊はできません。
- ④ 区域内で喫煙や火器を使用する作業を行う場合には、火の取り扱いに十分お気を付けください。
- ⑤ 感電のおそれがありますので、切れた電線に近づいたり、触れたりしないでください。
また、ご不在時など電気を使用しない場合には、ご自宅、事業所のブレーカーのレバーを下げてください。
- ⑥ 震災の影響によりガス漏れなどの恐れがありますので、ＬＰガスをご使用の際は、お取引されているＬＰガス販売店の点検を受けてからお使いください。
また、路上などで放置されているＬＰガスボンベなどの高圧ガスボンベを発見した場合には、ガスが漏れている可能性があり危険ですので、できるだけ近寄ったり、触れたりせず、最寄のＬＰガス販売店または一般高圧ガス協会（６ページをご参照）にご連絡ください。
- ⑦ 区域内において野生化した家畜を発見した場合には、大変危険ですので、十分に距離をとった上で、安全な場所から、お住まいの地区の家畜保健衛生所にご連絡ください。
- ⑧ 貴重品などの大切なものをご自宅や事業所内に残さないようにするとともに、戸締まりをしっかりと行ってください。

避難指示解除準備区域の留意点

「避難指示解除準備区域」では、以下の活動ができます。

- ① 主要道路における通過交通
- ② 住民の方の一時的な帰宅
※住民による自宅などの片付けや修繕を含みますが、宿泊はできません。
- ③ 公益を目的とした立入り(注1)
※除染、防災・防犯(見回り)、公的インフラの復旧(電気、ガス、水道、通信など)、農地の保全管理を目的とした立入りなど。
- ④ 復旧・復興に不可欠な事業の再開(注1)
※金融機関(郵便局・農協の金融サービスを含む。)、廃棄物処理、ガソリンスタンドなど。
- ⑤ 居住者を対象としない事業の再開
※製造業など。
- ⑥ 営農・営林の再開(注1)(注2)
- ⑦ 上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入り(注1)
※事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕工事を目的とした立入りなど。
- ⑧ その他、復旧・復興に不可欠だと認められる事業の再開
※一時帰宅者や復旧・復興作業に携わる事業者などを対象とした事業(小規模小売店、食堂、診療所(入院を除く。))などについては、防災・防犯などに留意することを前提に、市町村長の判断のもとで事業再開が可能です。

「避難指示解除準備区域」では、原則、以下の活動ができません。

- ① 本区域内での宿泊
- ② 居住者を対象とする事業の再開(ただし、上記⑧に該当するものを除きます。)
※病院、福祉・介護施設、飲食業、小売業、サービス業などについては、施設の新築や補修、資機材の搬入、在庫管理など、事業再開に向けた準備作業のみ可能です。
- ③ 本区域外からの集客を主とする事業の再開
※宿泊業、観光業など。

この区域においては、スクリーニングや線量管理などは原則として義務づけられておりませんが、希望される方については、スクリーニングや線量計の貸出しを実施することとしています。

居住制限区域の留意点

「居住制限区域」では以下の活動ができますが、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあることから、不要な被ばくを防ぐために、不要不急の立入りはお控えください。

また、用事が終わったら速やかに区域から退出してください。

- ① 主要道路における通過交通
- ② 住民の方の一時的な帰宅
※住民による自宅などの片付けや修繕を含みますが、宿泊はできません。
- ③ 公益を目的とした立入り(注1)
※除染、防災・防犯(見回り)、防災上不可欠な施設や基幹道路などの復旧、農地の保全管理を目的とした立入りなど。
- ④ 例外的に認められる復旧・復興に不可欠な事業及び居住者を対象としない事業の再開
※金融機関、廃棄物処理、ガソリンスタンド、製造業などについては、市町村長及び原子力被災者生活支援チームの判断のもとで事業再開が可能です。
- ⑤ 上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入り(注1)
※事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕工事を目的とした立入りなど。

この区域においては、一時的な帰宅、立ち入りの場合、スクリーニングや線量管理などは原則として義務づけられておりませんが、希望される方については、スクリーニングや線量計の貸出しを実施することとしています。

なお、以下の点に注意することにより、受ける放射線の量を低減することが期待されます。

- i) 屋外での滞在や作業はできるだけお控えください。
(徒歩で移動する場合には、短時間にし、なるべく車を利用するなど。)
- ii) 通常の服装(夏季であれば薄着)でも問題ありませんが、気になるようでしたらマスクを着用してください。
- iii) 河川水、雨水は飲用に用いないでください。
- iv) 蛇口からの上水については、水道事業管理者の指示に従えば飲用していただいて構いません。
- v) 屋外での活動後には、手や顔を洗い、うがいをしてください。
- vi) 土や砂が口に入った場合にはよくうがいをしてください。
- vii) 屋内に入るときには、靴の泥をできるだけ落としてください。
- viii) 土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉めてください。
ただし、しばらく人が立ち入っていない場合などは室内の温度が高温になっている場合がありますので、暑さ対策として風の吹き込まない窓を開け、必要な時間、換気をしてください。
- ix) 屋外での喫煙、飲食などを避けてください。
- x) 屋外に保管してあったもの(自転車、三輪車など)を運び出す際には、洗浄するか拭き取ってください。

帰還困難区域の留意点

帰還困難区域の放射線量は非常に高いレベルにあることから、区域境界において、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民の方に対して避難の徹底を求めています。

その場合でも、例外的に、可能な限り住民の方の意向に配慮した形で一時立入りを実施していきます(その際、警戒区域の一時立入りと同様、引越業者や修繕業者を帯同することも可能となります。)

なお、一時立入りを実施する場合には、スクリーニングを確実に実施し、個人線量管理や防護装備を着用することが求められます。

注1 区域内において、①放射性物質の除染作業及び②除去土壌・汚染廃棄物(1万ベクレル毎キログラムを超えるもの)の収集・運搬・保管を実施する事業者、また、生活基盤の復旧作業等で、③特定汚染土壌等取扱業務(1万Bq/kg超の汚染土壌等を取り扱う業務)や④特定線量下業務(2.5 μ Sv/h超の場所における業務)を実施する事業者の方は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)で規定される線量管理の措置等を実施しなければなりません。

なお、規則の内容をわかりやすくまとめた、厚生労働省の「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」や「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」が定められていますので、詳しくは以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120118-01.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120625-3.pdf>

注2 同区域内における営農・営林については、稲の作付け制限等の国の指示を守るとともに、除染の動向などにも留意してください。

※ 警察・消防は区域の防犯・防火のため、各区域で活動を行っております。

各種お知らせ・お問い合わせ先

- 原子力災害全般に関するお問い合わせ
原子力規制委員会 原子力規制庁
政策評価・広聴広報課 コールセンター 電話 03-5114-2190
平日午前8時30分～午後8時、土曜午前9時～午後6時
- 原子力損害の補償に関するお問い合わせ
東京電力福島原子力補償相談室(コールセンター) 電話 0120-926-404
- 電気関係で困った際のお問い合わせ
東北電力コールセンター 電話 0120-175-366
(停電・緊急時のお問い合わせの番号になります)
- LPガスに関するお問い合わせ
社団法人福島県エルピーガス協会 電話 024-593-2161
福島県エルピーガス協会相双支部 電話 0244-22-1141
- LPガス以外の高圧ガスボンベに関するお問い合わせ
福島県一般高圧ガス協会 電話 024-942-8731
- 野生化した家畜に関する連絡先
県中家畜保健衛生所 電話 024-923-1661
相双家畜保健衛生所 電話 0244-24-3451
いわき家畜保健衛生所 電話 0246-23-3117
- 東日本大震災に関する情報
政府公報オンライン
<http://www.gov-online.go.jp/sp/shinsai/index.html>
- 「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の設定状況
- 「ふれあいニュースレター」
(被災市町村から県内外に避難されている方々へ向けた、国からの情報提供)
<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>

警戒区域等における放射線量の確認方法について

1. 放射線量等分布マップ拡大サイト (<http://ramap.jaea.go.jp/map/>)

○東京電力（株）福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の影響を詳細に確認できるようにすることを目的として、最新の放射線量等分布マップ及び走行サーベイマップ並びに文部科学省が実施している様々なモニタリングの結果をもとに作成したもの。

2. 最新の放射線量等分布マップ (GIF 形式)

○最新（第5次航空機モニタリングデータ：平成24年6月28日現在）の空間線量率データに警戒区域内の走行サーベイ結果を追加した上で、毎時3.8マイクロシーベルトを年間20ミリシーベルトに換算し、年間積算線量（ミリシーベルト）として原子力災害対策本部が推計したもの。

※使用する航空機モニタリングデータは、随時、最新のものに更新予定。

【毎時3.8マイクロシーベルトと年間20ミリシーベルトの関係】

- ・この線量が1年間継続し、1日のうち、16時間を屋内、8時間を屋外で活動すると仮定した際の積算線量。

$$\text{毎時 3.8 マイクロシーベルト} \times (16 \text{ 時間} \times 0.4 \text{ ※} + 8 \text{ 時間}) \times 365 \text{ 日} = \text{年間 20 ミリシーベルト}$$

※屋内活動については、放射線が遮蔽されることから、「原子力施設等の防災対策について」（原子力委員会）における、「平屋あるいは2階建ての木造家屋」の低減係数0.4（つまり6割遮蔽される）を用いて補正。

3. 放射性物質の分布状況等調査データベース (<http://radb.jaea.go.jp/mapdb/>)

○生活・産業の基盤となる施設の復旧等の用に供するため、最新の航空機モニタリング等の電子データを上記のサイトで公開しています。データベースにはないデータを必要とする場合には、復興庁に別添の事務連絡を提出すること。なお、民間事業者等においては、当該業種を所管する府省庁を経由して復興庁に別添の事務連絡を提出すること。

■復興庁

担当：インフラ構築班 乗原（くわはら）

電話：03-5545-7343

事 務 連 絡
平成〇年〇月〇日

復 興 庁
原子力災害復興班 御中

〇〇省〇〇〇局〇〇〇課

航空機モニタリングのデータ等提供について（依頼）

貴省で実施及び公表された環境モニタリング結果におけるデータ等について、下記のとおり、提供いただきたく依頼いたします。

記

1. 使用目的：
2. 依頼対象及びデータ範囲：
3. ファイル形式：
4. 必要な理由：
5. その他：

【担当者】
〇〇省〇〇〇局〇〇〇課
〇〇、〇〇
e-mail：
tel：
fax：

福島県 担当各位

各市町村 公益一時立入担当各位

平成23年12月22日
原子力災害現地対策本部
公益一時立入りチーム

公益一時立入りにおける「重要な生活基盤の点検・整備のために
警戒区域に立入る際の許可方針について」の一部改訂について

いつもお世話になっております。

現在、各市町村におかれては、警戒区域内の重要な生活基盤の点検、整備等を実施するために警戒区域内に立入る際には、「重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立入る際の許可方針」（平成23年11月1日）（以下、「許可方針」という。）に基づき立入りの許可を行っていただいているところです。

12月16日に、福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）の事故の収束に向けた工程表のステップ2が完了したことを受けて、許可方針の「7. 立入の条件」において、福島第一原発から半径3 km圏内に立入る場合には、放射線管理要員（以下、「放管員」という。）を帯同することとしておりますが、別添（平成23年12月22日一部改訂）のとおり、当該要件を削除し、放管員の帯同は必要としないこととします。

なお、公益一時立入りの全般的な運用についても、許可方針の改定同様、福島第一原発から半径3 km圏内の立入りについて、放管員の帯同は必要としないこととします。

【本件に関する問い合わせ先】

原子力災害現地対策本部

公益一時立入りチーム 森屋、宮田

TEL. 024-523-1604

FAX. 024-523-1579

重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立入る際の許可方針について

平成23年12月22日
原子力災害現地対策本部
公益一時立入りチーム

今後、警戒区域内の重要な生活基盤を点検・整備するニーズが急速に増大することが見込まれる中、安全性を確保しつつ、円滑かつ迅速な立入りを実現するため、以下の方針に基づき、立入りの許可を行うこととする。

1. 本許可方針の対象となる重要な生活基盤

別添1に示す「重要な生活基盤の例」を対象とする。

2. 申請者

申請者は、当該事業の実施主体である公的機関（福島県、市町村等（別添1に示す重要な生活基盤を管理する民間事業者を含む））から委託・発注を受けた事業者とする。なお、公的機関が自ら申請者となることを妨げないものとする。

3. 立入りに係る安全管理

警戒区域内における放射線被爆に対する作業者の安全に関する責任主体は事業者とする。なお、当該公的機関は、事業者に対して、別添2の事項を周知し、遵守するよう指導することとする。

4. 申請先

申請書は、公益目的の一時立入りの申請様式に基づいて作成し、立入り先の市町村長に提出する。（複数の市町村をまとめて申請することは不可）なお、申請に際しては、申請先となる市町村と事前に十分に連絡・調整を行うこととする。また、当該立入りが公的機関の委託・発注に基づくものであることを示すため、別添3の様式に従い、当該公的機関が発行する確認書を添付することとする。

5. 申請内容

申請する事業の内容は、申請者が同一であれば、別添1に示す複数の事業を一括して申請することを可能とする。なお、事業実施中に作業実施者や立入り車両に変更が生ずる場合には、変更内容を申請先の市町村に届け出ることとする。

6. 立入り期間

1回の申請で可能な立入り期間は最長3ヶ月とする。(更新は可)

7. 立入り条件

立入り事業者は、上記に加え、「公益目的の一時立入りにおける注意事項（別添4）」を遵守するとともに、申請書に記載した立入り目的以外の行動を厳に慎むこととする。

(付則)

平成23年11月1日策定

平成23年12月22日一部改訂

(別添 1)

重要な生活基盤の例

- ✓ 道路、一般自動車道若しくは専用自動車道又は路外駐車場
- ✓ 河川及びこれらの河川に治水又は利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
- ✓ 農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設 (※)
※国、地方公共団体、土地改良区、又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合研究開発機構が設置するもの
- ✓ 鉄道事業に供する施設
- ✓ 港湾施設又は漁港施設
- ✓ 海岸保全施設
- ✓ 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設
- ✓ 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備
- ✓ 放送事業の用に供する放送設備
- ✓ 一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物
- ✓ ガス工作物
- ✓ 水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設
- ✓ その他原子力災害対策本部が必要と認めるもの

(別添2)

事業者が重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域への立入りをを行う場合に事業者が満たすことが必要な事項

平成 23 年 8 月 16 日

原子力被災者生活支援チーム

○本事項は、警戒区域内において、1 ヶ月程度継続反復して別添の重要な生活基盤の点検・整備を行う事業者に適用する。

(事業者に関する事項)

1. 事業者は、作業敷地内の空間線量率を測定する。
2. 事業者は、従業員が受ける放射線の量を最小限とするよう努める。
3. 警戒区域内の滞在については、原子力安全委員会の「避難区域への一時帰宅に関する助言」(平成 23 年 3 月 28 日)を踏まえ、従業員の受ける線量が一回当たり最大 1mSv 以内とすることを条件とする。
4. 事業者は、従業員が受ける放射線の量が直近一年の間に 20mSv を超えないようにする。空間放射線量測定結果等を踏まえ、作業の結果、従業員が受ける放射線の量が 20mSv を超えることが予想される場合には、当該作業は控える。
5. 事業者は、女性従業員については、5mSv を超えないようにする。加えて、妊娠している場合又は妊娠した場合には、区域内にて就労させない。
6. 事業者は、複数の従業員を代表する従業員(作業グループのリーダー等)又は従業員全員に個人線量計を携帯させ、従業員の受ける放射線量を適切に管理する。
7. 事業者は、従業員が警戒区域への立入り、退出を行う際は可能な限り集団で行うよう適切な措置を講じる。
8. 事業者は、下記の点を遵守し、適切な労働環境を維持する。
 - ①屋外での作業時間が可能な限り少なくなるよう、従業員に業務を実施させる。
 - ②土埃や砂埃が多い時には、屋外での作業を中断し、従業員を屋内施設に退避させる。
 - ③従業員に休憩、喫煙、飲食等を行わせる際は、屋内施設を使用する。
 - ④定期的に従業員に健康診断を受けさせる。
 - ⑤屋外、屋内施設含め、警戒区域内の滞在期間を可能な限り短くする。

9. 事業者は、従業員に以下の事項を遵守させる。

⑥屋外作業の際には、長袖シャツ・長ズボン、マスク、帽子、足カバー及び手袋の着用等により、放射性物質の吸入及び付着による汚染の拡大を防止する。足カバーについては、靴を履き替えることにより、放射性物質の付着を防止することもできる。

⑦足カバーを屋内施設と屋外で替える等、事業所内に放射性物質を持ち込まないための対策を講じる。

⑧屋内施設に入所の際及び帰宅時には、洗顔、手洗い、うがいを行う。

10. 事業者は、従業員に対し放射線に関する知識、当該屋内外作業場所における放射線の状況、リスク情報等を十分に提供した上で、作業にあたる全ての従業員から当該屋内外作業場所での勤務についての同意を書面で得るものとする。

11. 警戒区域から退出する場合には、必要なスクリーニングを行う。

(従業員に関する事項)

12. 従業員は、妊娠している場合及び妊娠した場合には、速やかに事業者に報告する。

(以上)

(別添3)

公的機関が提出する確認書の様式

年月日

〇〇〇 市町村長 殿

(公的機関名)

(連絡先) 担当者氏名

住所

TEL/FAX

警戒区域に立ち入る事業者について

警戒区域の立入りを実施する下記の事業者及び作業内容は、重要な生活基盤の点検・整備のため、当機関の要請に基づき行うものです。

立入りに際しては、事業者に「事業者が重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域への立入りを行う場合に事業者が満たすことが必要な事項(平成23年8月26日原子力被災者生活支援チーム)」を遵守させることとします。

記

1. 立入者(組織名称)
2. 立入り期間
平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月
3. 一時立入りをする場所
4. 一時立入りをすることによる公益性(作業内容)

以上

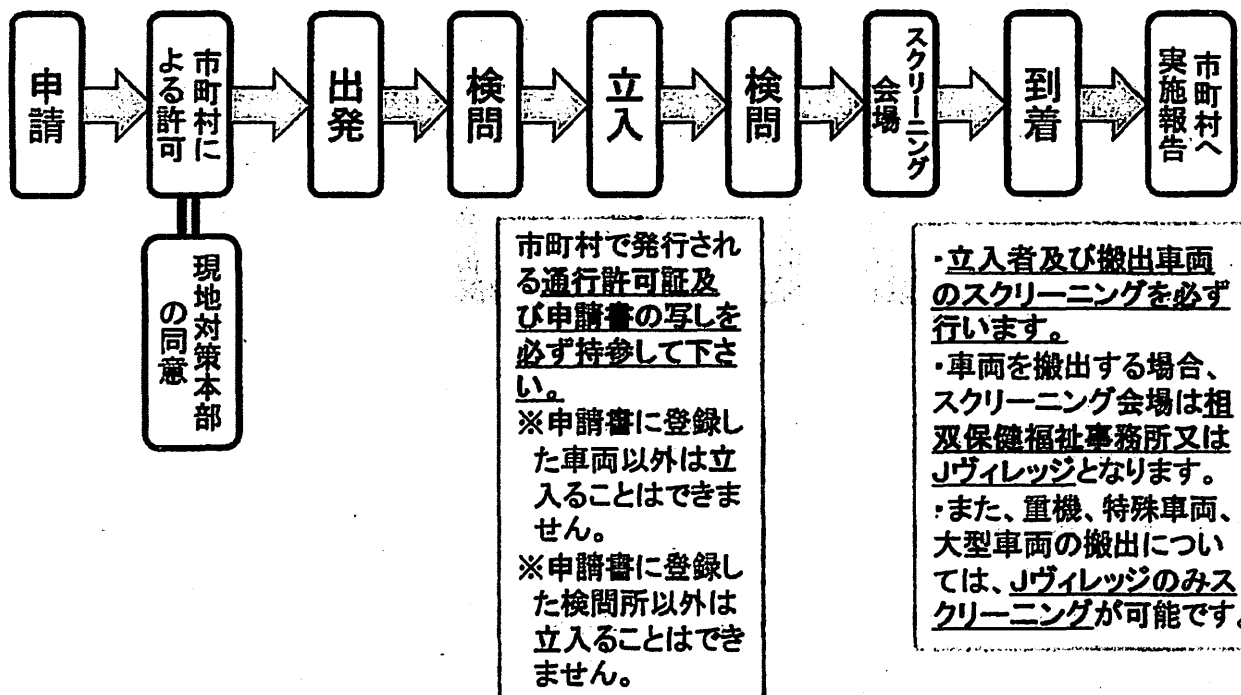
警戒区域へ公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ

1. 公益目的の一時立入りとは

立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者が、自らの責任において警戒区域に立入りを行うものです。公益目的とは、具体的には以下のような場合になります。これらの公益目的に該当しない場合は、警戒区域へ立入ることはできません。

- (ア) 住民基本台帳等、それがなければ避難住民に対する公共サービスの遂行が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (イ) 病院のカルテ等、それがなければ避難住民の健康の維持が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (ウ) 事業の継続や雇用の維持のために必要な重要物品等を持ち出すために立入る場合
 - 1 全国又は当該地域において重要な生産活動を行っている事業者
 - 2 生活必需品はじめ住民生活に密着した製品を製造している事業者
 - 3 地域の雇用に大きく貢献している事業者
 - 4 震災復興に関連する事業活動を行っている事業者
 - 5 地域経済を支える重要な事業活動を行っている事業者
- (エ) その他市町村長が公益上特に必要と認めるもの

2. 公益目的の一時立入りの流れ



3. 持ち出せないもの

以下のものについては、持ち出すことはできません。

- ・食べ物
- ・生き物
- ・事業に関係のないもの
- ・スクリーニングの結果、1万3千cpmを超えたもの(裏面参照)
- ・屋外にある農機具など除染が困難なもの

4. 防護装備

放射線防護の観点から、以下の装備をご自身で用意し、着用の上、立入りを行ってください。

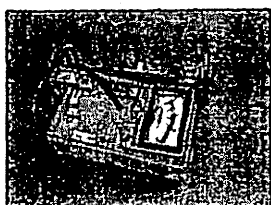
- ・防護服又は雨合羽(長袖・長ズボンの場合は不要)
- ・帽子
- ・マスク
- ・靴カバー
- ・ゴム手袋

5. 放射線管理

- ・警戒区域への立入りに際しては、GMサーベイメータ及び線量計を必ず用意してください。線量計については、立入る人数分必要です。お持ちでない場合は市町村にご相談ください。
- ・「2. 公益目的の一時立入りの流れ」のスクリーニング(汚染の計測)会場では、立入者の身体及び搬出車両のみスクリーニングを行うこととなっておりますので、立入車両及び持ち出し物品については、ご自身でGMサーベイメータを使用して必ずスクリーニングを実施してください。スクリーニングの結果、1万3千cpmを超えたものは搬出できません。

※9月16日からスクリーニングの基準が変更となりましたので、ご注意ください。

- ・一時立入りに際しては、一回の立入りあたり被ばく線量が1mSv以内となるよう線量計による管理を徹底してください。
- ・事業者は、従業員が受ける放射線量が直近一年間で20mSvを超えないよう適切に管理してください。



・GMサーベイメータ
搬出物品等の汚染を計測



・線量計
身体が受けた被爆量を計測

6. 同意事項

警戒区域への一時立入りにあたっては、以下の全ての事項を確認の上、同意の場合は申請書「⑤立入者」の「同意事項確認」欄にチェックをお願いします。

- 申請内容を遵守します。
- 警戒区域が危険であることを十分認識し、自らの責任において立入りを実施します。
- 警戒区域を出る際には、立入者の身体及び搬出車両については、スクリーニング会場において確実にスクリーニングを実施し、必要があれば除染を行います(注意事項別紙参照)。
- 持ち出し物品及び立入車両については、立入者自ら放射線測定を行い(持ち出し物品の場合は、現場において積み込む前に)、汚染されていないもののみを持ち出します。
- 立入場所(立入場所までの往復を含む。)においては、災害応急対策に従事する担当官の指示及び安全管理のために同行する者(一部地域に限る)の指示に従います。
- 一時立入りに付随して発生するゴミ等の廃棄物は、除染が必要なものを除いて立入者が責任を持って適正な処分をします。

7. その他

・「県北保健福祉事務所」、「郡山市保健所」及び「いわき市保健所」では、10月15日以降土日祝日が閉庁となっておりますので、他のスクリーニング会場を選択してください。

・申請書作成の際には、目的・搬出物・数量を具体的に記載してください。

・申請内容と異なる行動や物品の搬出等が判明した場合、10万円以下の罰金又は拘留に処される場合があります(災害対策基本法第116条第2号)。

・警戒区域に立入る際は、必ず申請書及び通行許可証を携行してください。検問時又は入域時に、警察等から申請書の内容を確認される場合があります。

平成23年12月23日 改訂

スクリーニング会場及び除染会場について

1. スクリーニング会場

○福島県等が運営する主な公設のスクリーニング会場は、以下の表のとおりです。

○ヒトの身体及び搬出車両のスクリーニングは、原則公設のスクリーニング会場において実施します。搬出車両のスクリーニングについては、No. 1 及び4の会場で実施することができます。

○持出し車両が重機、特殊車両及び大型車両の場合は、No. 1の会場でのみスクリーニングが可能です。

○なお、市町村が、インフラ事業等の実施のため特別に必要であると認めた場合は、公設の会場以外の場所に、臨時会場を設けることも可能です。

(表: 主な公設スクリーニング会場)

No.	会場名	所在地	受付時間	連絡先	スクリーニングの対象
1	Jヴィレッジ	楡葉町大字山田岡字美シ森8	9:30～17:30	03-6373-3215	ヒト、車両(重機等も可)
2	県北保健福祉事務所	福島市御山町8-30	10:00～16:30(※)	024-534-4104	ヒト
3	郡山市保健所	郡山市朝日二丁目15-1	10:00～16:30(※)	024-924-2120	ヒト
4	相双保健福祉事務所	南相馬市原町区錦町1-30	10:00～16:30	0244-26-1326	ヒト、車両(乗用車のみ可)
5	いわき市保健所	いわき市内郷高坂町四方木田191	10:00～16:30(※)	0246-27-8555	ヒト

(※) 土・日・祝日は実施しません。

2. 除染会場

○スクリーニングの結果、基準値(13, 000cpm)を超えていた場合は、除染を行う必要があります。

○ヒトの身体の除染については、警戒区域の北側(南相馬市馬事公苑)及び南側(Jヴィレッジ)の2か所において実施します。なお、車両の除染については、Jヴィレッジでのみ実施可能です。